

2025 年 9 月 11 日
西日本旅客鉄道株式会社

速度制限標識の設置誤りについて

今回、一部の速度制限標識において、設置誤りがあることが判明しました。
皆さまにご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

1. 概要

信号設備工事に伴い線路の必要なデータを確認していたところ、沿線に設置している制限速度を示す標識の一部に、本来設置すべき位置と異なるものや、5 km/h 高い速度が表記されているものがあることが判明しました。これを受けて、直ちに当社管内の全線を調査したところ、同様の箇所が 11 カ所ありました。

なお、誤った標識に従って列車を運転した場合でも、脱線・転覆等に至る恐れはありませんでした。

2. 該当線区及び該当箇所数（11 カ所）

小 浜 線	1 カ所
越美北線	1 カ所
氷 見 線	2 カ所
高山本線	4 カ所
山陰本線	1 カ所
山陽本線	2 カ所

3. 発生経緯

速度制限標識の設置を検討する際には、線路の形状や車両の性能など、さまざまなデータを活用して算定しています。今回は算定に活用する線路の形状にかかわるデータの取扱いにおいて、一部不備があり、チェックも不十分であったためと推定しています。

4. 暫定対策

ただちに関係する乗務員への周知を行い、誤っていた 11 カ所については、速度制限標識の整備及び修正を完了しています。